

アニマルウェルフェアに配慮した 家畜の飼養管理等について

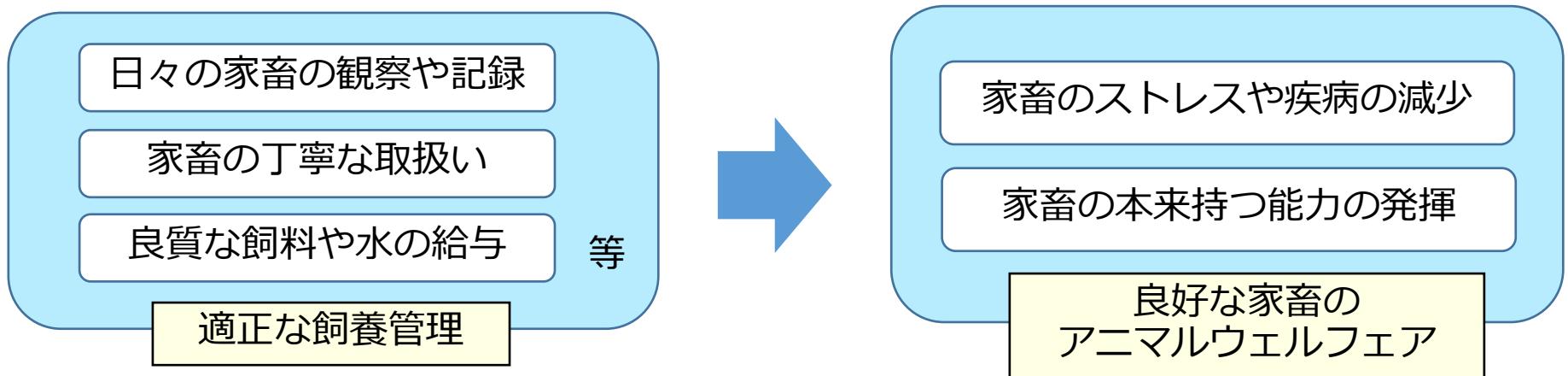
令和 7 年 6 月
農 林 水 産 省
畜産局畜産振興課

家畜におけるアニマルウェルフェアの基本的な考え方

家畜のアニマルウェルフェア（Animal Welfare）とは

国際獣疫事務局（WOAH）※のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

- 「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義するとともに、
- 「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指標とされている。



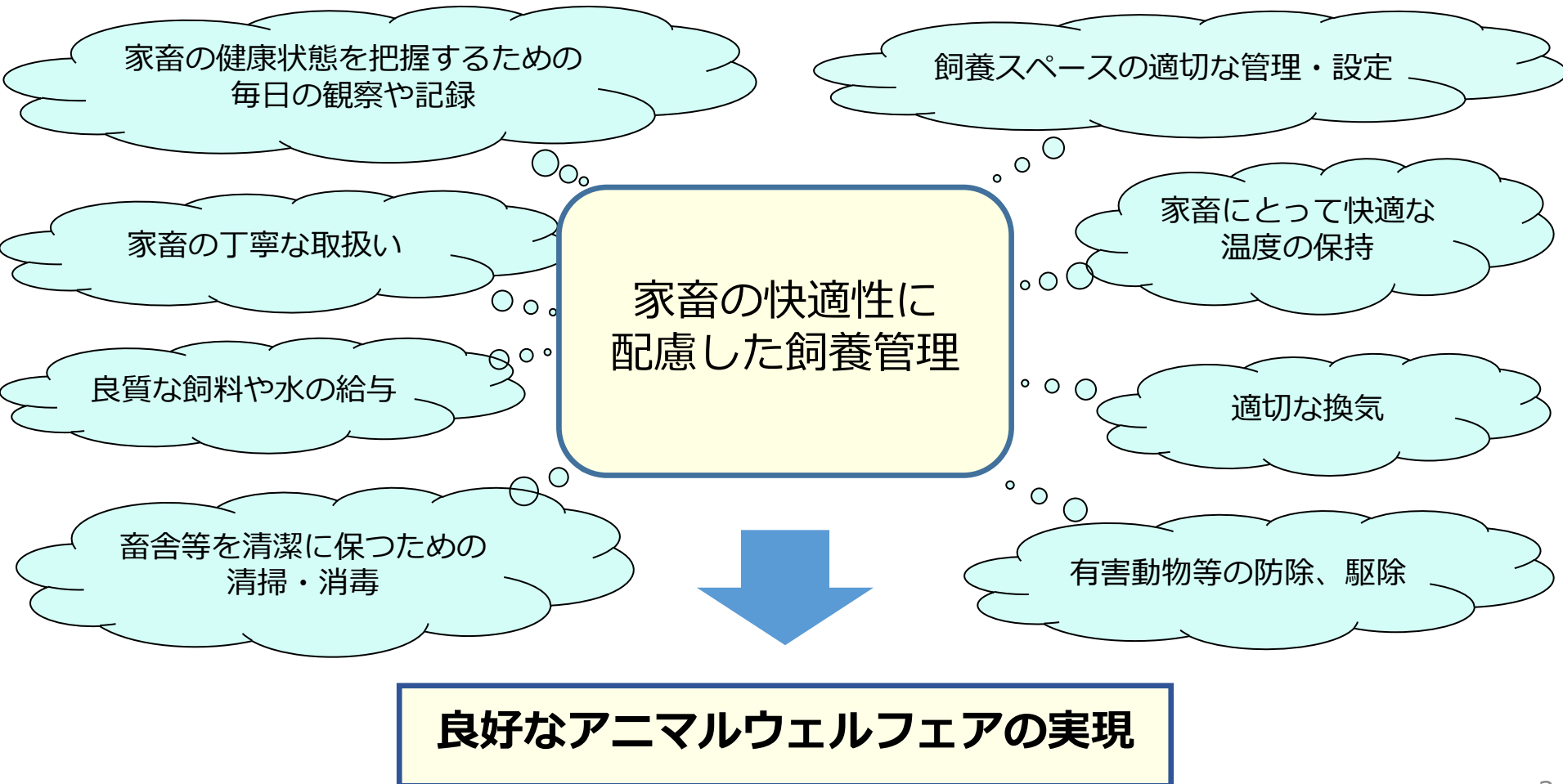
「5つの自由」とは

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- ② 恐怖及び苦悩からの自由
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

※ 我が国も加盟する世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関
これまで、略称は「OIE」が使用されていたが、「WOAH」を使用することが決まったため、
農林水産省では、令和5年8月以降、「WOAH」と表記

アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理のポイント

- アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、特定の施設や設備の導入が求められるものではなく、家畜の健康を保つため、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実行すること。

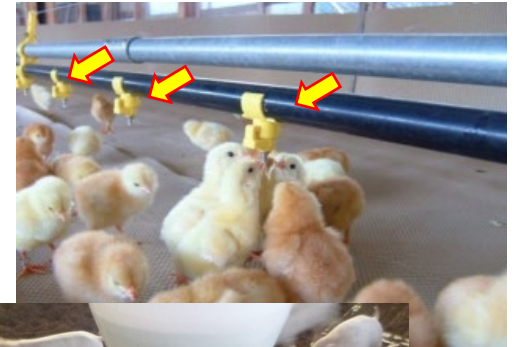


【現場での実践例】

① 飢え、渇き、栄養不良からの自由

- 清潔で新鮮な水の給与と適切な飼料による栄養管理を行うことが重要。
- 適切な栄養状態を維持するため、家畜の毎日の丁寧な観察が重要。

具体例



- ・ 草食動物への良質な牧草の給与
- ・ 空腹になり過ぎない適切なタイミングで給餌されるよう、自動給餌機を活用

- ・ 飼槽や水槽が清潔かチェックし、適切に清掃

- ・ 餌や水をめぐる争いを極力減らすため、一度に多くの個体が食べたり飲んだりできる給餌器や飲水器の使用

【現場での実践例】

②身体的、熱の不快さからの自由 ③恐怖及び苦悩からの自由

- 畜種の特性や月齢に応じた、適切な暑熱対策や寒冷対策を実施することが重要。
- 家畜を驚かせない取扱方法を把握しておくことが重要。

具体例



- ・夏の暑い時期のミストの噴霧と換気扇による畜舎内の冷却



- ・冬の寒い時期の子牛に保温性に優れたジャケットを提供



- ・寒さに弱いひよこのストーブによる保温



- ・牛が怖がって逃げようとする距離を事前に把握し、それを意識した飼養管理を実施

【現場での実践例】

④苦痛、傷害及び疾病からの自由 ⑤通常の行動様式を発現する自由

- 畜舎の設計に際し、家畜の行動様式に配慮するとともに、十分な換気量の確保や畜種の習性に応じた十分な光量を確保し、清潔さを保てる設備や材質を選択することなどが重要。
- 既存の畜舎であっても、家畜の行動を日々観察することにより、今の施設の問題を把握し、必要に応じて対策を講じることが重要。

具体例



- ・天井からの十分な採光や換気扇の設置



- ・十分な量のおがくずを床に敷き、適切に取り換えて畜舎を清潔な状態に維持



- ・搾乳ロボットにより、牛自身が搾乳してほしいと感じたタイミングで搾乳



- ・バースクレーパーによる適切な時間間隔での除糞

アニマルウェルフェア等に関する国際基準について

国際獣疫事務局（WOAH）について

（WOAH: World Organisation for Animal Health）

- WOAは、牛疫の世界的な広がりを背景として、1924年に28か国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした政府間機関。
- 主な活動として、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の動物疾病の防疫や薬剤耐性（AMR）対策などへの技術支援、動物・畜産物の貿易、**アニマルウェルフェア等に関する国際基準の策定**等を行っている。
- 世界貿易機構（WTO）の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」が発効し、この協定においてWOAHは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準設定機関として位置付けられている。

本部所在地：フランス・パリ

設立年月日：1924年（大正13年）1月25日

日本の加盟年月日：1930年（昭和5年）1月28日

加盟国数：183か国・地域（2025年現在）

事務局長：エマニュエル・スベラン（2024年5月就任、フランス出身）

組織：総会、理事会、事務局、専門委員会、地域委員会、地域代表事務所、リファレンスセンター（リファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンター）から構成される。この他に専門家によるワーキンググループ、必要に応じて設置されるアドホックグループがある。



WOAHコード（陸生動物衛生基準）

- WOAHCコードは、国際貿易、動物衛生措置及びアニマルウェルフェアに関する国際基準であり、WOAH加盟国が疾病予防と管理体制についての国内規制を検討する際に参照されるべきものとされている。

第1巻：一般規定	
第1部	疾病診断、サーベイランス及び通報
第2部	リスク分析
第3部	獣医サービスの質
第4部	疾病の予防及び防疫
第5部	貿易措置、輸出入手続及び獣医証明
第6部	獣医公衆衛生
第7部	アニマルウェルフェア

第2巻：WOAHリスト疾病に対する勧告	
第8部	複数の動物種に感染する疾病
第9部～16部	ミツバチ、鳥類、牛、馬、兎、緬羊・山羊、豚、ラクダの疾病

章	内容
第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路輸送
第7.3章	動物の陸路輸送
第7.4章	動物の空路輸送
第7.5章	動物のと畜
第7.6章	疾病の管理を目的とした動物の殺処分
第7.7章	犬の個体数管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
第7.9章	アニマルウェルフェアと肉用牛の生産システム
第7.10章	アニマルウェルフェアとブロイラーの生産システム
第7.11章	アニマルウェルフェアと乳用牛の生産システム
第7.12章	役用馬のウェルフェア
第7.13章	アニマルウェルフェアと豚の生産システム
第7.14章	革、肉その他の製品ののための虫類の殺処分

※ 新章「アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システム」については令和3年5月のWOAH総会において採択に付されたが、投票の結果、採択されなかった。

※ 国の指針を作る際に参考とした章を赤字で示した。

【参考】採卵鶏のWOAHコード案の状況

- 採卵鶏については、令和3年5月のWOAH総会において、バタリーケージを含む多様な飼養形態を認めるコード案が採択に付されたが、賛否両論があり、投票の結果、採択されなかった。
- 令和4年以降のWOAH総会においても、これまでに採卵鶏に関する新たなコード案は提出されていない。

令和3年5月のWOAH総会において採択に付されたコード案

- ・バタリーケージを含む多様な飼養形態を認める。
- ・砂浴びの区域、ついでみの区域、営巣の区域、止まり木等の付帯設備を設置する場合の留意事項を示す。

主な加盟国の意見

アイルランド (EU27カ国を代表)

止まり木等について
「望ましい」では**不十分**
であり、支持できない。

日本

案を支持。

米国

多くの国が懸念を示す
止まり木等の「望ましい」
との表現を削除すべき。

セネガル (アフリカ地域53カ国を代表)

案を支持。

NZ

止まり木等について
「望ましい」では**不十分**
であり、「設置すべき」
との修正が望ましい。

英国

止まり木等の強く動機づけ
られた行動の実現が十分確
保されていない懸念はある
が、すべての国が直ちに取
り組むことは困難であるこ
とは事実であり**案を支持**。

カナダ

案を支持。
軽微な修正で採択さ
れるのであれば、修
正は受け入れる。

チリ

一部の提案は、すべての生産シ
ステムに適応可能な内容になっ
ておらず、生産体制の変更を強
制するかのような内容になっ
ていることから、**修正すべき**。

2 / 3 以上の加盟国からの支持が得られず、不採択となった。

家畜のアニマルウェルフェア向上に向けた我が国の取組み

国際基準に沿ったアニマルウェルフェアに関する家畜の飼養管理指針の策定について

これまでの通知・指針

- アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、基本的な考え方については農林水産省から畜産振興課長通知を発出し、畜種ごとの飼養管理方法については、(公社)畜産技術協会等が民間の自主的な指針を作成し、公表してきた。
- 他方、協会の指針は、WOAHコードを踏まえているものの、「実施が推奨される事項 (should)」、「将来的な実施が推奨される事項(desirable等)」の区分が明確になっていない等の課題があった。

見直し



国による新たな指針

- 畜産物の輸出拡大やSDGsへの対応などの国際的な動向を踏まえ、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、WOAHコード（採卵鶏はその案）に基づき、国として指針を示すこととした。
- 国の指針は、WOAHコードに沿って、各畜種ごとの飼養管理等について「実施が推奨される事項」と「将来的な実施が推奨される事項」が明確になるよう取りまとめ、畜産局長通知として発出した（令和5年7月26日）。
- 今後は、実施状況を国がモニタリングし、その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」について、各事項毎に適切な達成目標年を設定する。将来的に、可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化していくこととする。

「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について（令和5年7月26日付畜産局長通知）」の概要

- 畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国として、国際基準であるWOAHコード（採卵鶏はその案）により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- 国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を国として示す。
- **飼養管理における一般原則：**
アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、我が国の高温多湿な気候、和牛や地鶏などの固有の家畜の特性にも適合しながら、家畜に快適な環境を整え、家畜の健康を維持するために、家畜の飼養者がアニマルウェルフェアの原則である「5つの自由」を理解し、日々の観察や記録、丁寧な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理により、弛まぬ努力と改善を行うことであり、特定の施設や設備を整備することのみで達成されるものではない。
- **家畜の管理者、飼養者等の責務：**
管理者、飼養者等は、家畜の生態、習性、行動、取扱い、健康、バイオセキュリティ、生理学的要求及びアニマルウェルフェアに関する実用的な知識と技術を身に付けるための適切な経験を積み、又は研修を受けることにより、これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識と技術を習得できるようにする。

「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 除角は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択することとし、角が未発達な時期（生後2か月以内）に行う。この場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される。角が発達し、頭蓋骨に付着した後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行う。
- 断尾は、牛の健康及びアニマルウェルフェアの向上に寄与しないことから、行わない。
- 蹄の働きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄する。
- 搾乳作業は静かで思いやりのある方法で行う。
- 未経産牛は成熟するまで繁殖に供しない。
- 分娩牛には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。
- 給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。

第3 牛舎

【実施が推奨される事項】

- 繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。
- カウトレーナーを使用する場合、適切な方法で設置し、使用する。
- フリーストール牛舎の場合、少なくとも1頭当たり1牛床を準備する。
- ミルキングパーラー、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起が無いよう、設計し、管理する。

第4 牛舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 換気システムは、牛舎全体に、常に新鮮な空気を供給できるよう設計する。

第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第6 乳用牛のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 除角と去勢を行う際は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択することとし、
 - 除角は角が未発達な時期（生後2か月以内）に実施し、それ以降は常に麻酔薬等を使用。
 - 去勢は生後3か月以内に実施し、それ以降は必要と判断された場合は麻酔薬等を使用。
- 蹄の働きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄する。
- 鼻環の装着後は過度に捻る等不適切な使用はしない。
- 未経産牛は成熟するまで繁殖に供しない。
- 分娩牛には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。
- 脂肪交雑を高めるため、ビタミンAの給与量を制御する場合、「日本飼養標準」等を参照し、栄養の適切な給与に注意する。
- 給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。

第3 牛舎

【実施が推奨される事項】

- 繋ぎ飼いで飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。
- 放し飼いで飼われている牛は、牛同士の闘争や競合による損傷が発生する可能性があるため、よく観察するとともに、飼養密度や牛群の編成に注意する。
- 追い込み柵、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起がないよう設計し、管理する。

第4 牛舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合は、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 換気システムは、牛舎全体に常に新鮮な空気を供給できるように設計する。

第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第6 肉用牛のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「豚の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 去勢、断尾、歯切り等の処置を行う際、獣医師等の指導の下、苦痛を可能な限り少なくする方法で行うこととし、必要に応じて獣医師による麻酔薬等の投与の下で行う。
- 歯切りを行う場合、歯の先端のみをやすりで研磨するか、ニッパーで適切に切断する。
- 未経産豚は、十分な身体的成熟に達するまで繁殖に供してはならない。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 豚の発育段階等に応じた適切な栄養素を含み、質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。

第3 豚舎

【実施が推奨される事項】

- 豚舎は、疾病、損傷及びストレスのリスクが軽減されるように設計し、建築し、維持管理するとともに、豚舎の破損箇所により豚が損傷しないよう注意する。

第4 飼養方式、構造及び飼養空間

【実施が推奨される事項】

- ストールは、壁や上の棒にぶつかることなく自然な姿勢で起立できるとともに、隣の豚を邪魔せず快適に横臥できる適切な大きさのものをを用いる。

【将来的な実施が推奨される事項】

- 豚は社会的な動物であり、群で生活することを好むことから、繁殖雌豚はなるべく群で飼うよう努める。

第5 豚舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 極度の高温、多湿及び低温は避けるよう、断熱材の利用や、窓の開閉、換気、通気等を行い、可能な限り適温を維持する。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第7 豚のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 爪切り、断冠等は行わない。
- ビークトリミングは、他の管理措置を講じても羽つつきを防止できない場合の最終的な手段として行い、その際は、熟練した者が可能な限り若齢の時に実施し、必要最小限の部分のみを取り除くよう注意する。
- 誘導換羽を実施する場合、24時間以上の絶食は行わず、常に飲水可能とし、適切な光線管理を行う。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 週齢等に応じた適切な栄養を含み、質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションの許容範囲を逸脱しないよう管理する。

第3 鶏舎

【実施が推奨される事項】

- 鶏舎等は、可能な範囲で自然災害の影響から安全な立地を選択し、疾病発生や汚染物質への暴露等へのリスクを抑えられるよう、また、鶏の損傷又は痛みを避けるよう、設計及び維持する。
- 鶏舎の破損箇所によって鶏が損傷しないよう注意し、日常の飼養管理が行いやすく、適切な排せつ物処理が可能な構造にする。

第4 飼養方式、構造、飼養空間及び付帯設備

【実施が推奨される事項】

- 同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与える。
- 平飼い方式の場合、おとなしい系統の選択や飼養空間の拡大、つつきをする鶏の分離等を行う。

【将来的な実施が推奨される事項】

- 砂浴びのエリア、ついでみのエリア、営巣のエリア及び止まり木を設ける場合、砂浴びなど特定の行動を促すよう、設計及び配置し、検査及び維持管理が容易なものとする。

第5 鶏舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 可能な限り適温を維持し、新鮮な空気を供給できるよう設計する。
- 鶏が行動を正常に行え、日常の管理業務を支障なく行えるよう、適切な照明設備を設置する。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第7 採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 爪切り、断冠等を行わない。
- 不要なストレスを与えないよう突発的な行動はせず、手荒な扱いは避け、損傷を与えないよう丁寧に取り扱う。
- 捕鳥は、なるべく薄暗い照明の下で、強い衝撃を与えないよう注意して行う。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 週齢等に応じた適切な栄養を含み、質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションの許容範囲を逸脱しないよう管理する。

第3 鶏舎

【実施が推奨される事項】

- 鶏舎等は、可能な範囲で自然災害の影響から安全な立地を選択し、疾病発生や汚染物質への暴露等へのリスクを抑えられるよう、また、鶏の損傷又は痛みを避けるよう、設計及び維持する。
- 鶏舎の破損箇所によって鶏が損傷しないよう注意し、日常の飼養管理が行いやすく、適切な排せつ物処理が可能な構造にする。

第4 飼養方式、構造及び飼養空間

【実施が推奨される事項】

- 同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与える。

【将来的な実施が推奨される事項】

- ひなが地面に直接触れず、砂浴び及びついばみを促すため、ほぐれて乾燥した敷料を提供することが望ましい。

第5 鶏舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 可能な限り適温を維持し、新鮮な空気を供給できるよう設計する。
- 鶏が行動を正常に行え、日常の管理業務を支障なく行えるよう、適切な照明設備を設置する。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第7 ブロイラーのアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「馬の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

※ 適用範囲：本指針は、競馬や乗馬クラブ等で供用される馬を対象として想定していない。

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 一般的に使役作業には3歳以上の馬を用い、2歳未満の馬は使役作業に用いない。
- 1日当たり最長使役時間は6時間とし、7日のうち少なくとも丸1日の休息を与える。
- 蹄は、正しい知識と基本技術を習得のうえ、日常的に観察し、定期的に削蹄を行う。
- 分娩する母馬には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。
- 去勢が必要な場合は、可能な限り苦痛を生じさせない最適な方法と時期について獣医師の指導を求め、必要と判断された場合、麻酔薬等を使用する。

【将来的に実施が推奨される事項】

- 7日のうち丸2日の休息が与えられることが望ましい。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 飼料は、質及び量ともにその生理学的要求や労働に必要なエネルギーを満たす飼料を過不足なく給与する。
- 急激な飼料変更等による消化不良等に対する影響を理解し、飼料配合や給餌プログラムを栄養の専門家に適切に相談する。

第3 厩舎

【実施が推奨される事項】

- 舎飼い方式で飼われている馬は、屋内のみでの飼養を避ける。
- 厩舎内は、鋭利な角や突起が無いよう、また、馬の前掻き等でできた凹凸は定期的に補修し、適切に維持する。

第4 厩舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合は、十分な水を給与し、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 馬が飼料や水の摂取等の行動を正常に行え、飼養者等が日常作業を支障なく行えるよう、適切な照明設備等を設置する。

第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第6 馬のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「家畜の輸送に関する技術的な指針」の概要

第1 家畜の輸送に関する基本事項

【実施が推奨される事項】

- 家畜の輸送に携わる全ての者が、家畜を丁寧に取扱い、責任を果たす。
- 家畜の輸送中は、家畜取扱責任者を置き、管理者又は運転手等がこれを務める。
- 輸送が家畜にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないようにする。
- 輸送にかかる総時間は最小限となるようにする。

第2 輸送の準備

【実施が推奨される事項】

- 輸送する家畜の管理、積込み及び積下ろしの場所や予定時刻等を含んだ輸送行程計画を作成する。
- 輸送前に全ての家畜の健康状態や損傷の有無等を確認し、輸送が過度な負担にならないかなど輸送への適合性を判断する。

第3 輸送する家畜の管理方法

【実施が推奨される事項】

- 家畜の積込み及び積下ろしの際、家畜の嫌がる取扱いは避け、十分な時間を確保して作業する。
- 長時間の輸送の場合は、輸送前に適切に給餌及び給水を行うとともに休息を与えるようにする。
- 輸送中の家畜の状況を定期的に観察する。

第4 輸送中の環境

【実施が推奨される事項】

- 家畜にとって暑すぎる場合は、直射日光を防ぐ等の暑熱対策を、寒すぎる場合は、隙間風の防止等の寒冷対策を講じる。
- 輸送中の騒音は、可能な限り小さくし、家畜が不快に感じる臭いを可能な限り防止する。

第5 輸送のための施設等の構造

【実施が推奨される事項】

- 家畜の輸送に使用する車両等は輸送する家畜に適した構造及び設備を備え、家畜の適切な取扱いを可能なものとする。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 天候悪化等による遅延や車両事故等の緊急事態に対応し、家畜の健康等への悪影響を可能な限り小さくするため、危機管理マニュアル等を作成する。

第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標

- 家畜の輸送に関わる全ての者が、輸送の責任を果たすための測定指標として列挙。

「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」の概要

* 家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するために実施しなければならない殺処分については、「特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき行われる。

第1 本指針の範囲

- 本指針は、農場内における通常の安楽死の方法等について「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」を補完する。

第2 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務

【実施が推奨される事項】

- 実施者は、安楽死をさせる際に家畜に不要なストレスを与えないため、家畜の身体的構造等の必要な知識及び技術を習得する。
- 実施者は、安楽死をさせる際、自らの安全も考慮して、家畜の保定や安楽死等の作業を行う。

第3 農場内における家畜の安楽死計画

- 農場内における安楽死計画を作成する際のポイントを列挙。

第4 家畜の取扱い

【実施が推奨される事項】

- 家畜の苦痛や不安等を長引かせないため、可能な限り短時間のうちに安楽死させる。
- 安楽死の対象となる家畜を不必要に移動させることは避け、移動が必要な場合は丁寧に扱うとともに、最低限の移動となるように注意する。

第5 防疫管理等への配慮

【実施が推奨される事項】

- 安楽死は、疾病等のまん延防止のため、防疫管理に配慮した方法で行う。
- 安楽死の実施場所や方法は、周辺地域に影響を及ぼさないように注意するとともに、死体の保管や処理方法を、あらかじめ決めておく。

第6 安楽死の手順

【実施が推奨される事項】

- 家畜を安楽死させる場合、直ちに死亡するか、死亡するまでの間の意識喪失状況に直ちに至る方法を用いる。
- 家畜の安楽死の方法として、頸椎脱臼、頭部切断、放血、致死薬物の投与等の方法がある。
- 家畜の農場内における安楽死の方法は、畜種や農場の設備等によって適切な方法が異なることから、それぞれの農場に適した方法を選択する。

家畜のアニマルウェルフェア向上に資する調査・研究事業等

畜産局予算

※事業実施主体（公社）畜産技術協会

令和7年度持続可能性配慮型畜産推進のうちアニマルウェルフェア配慮型畜飼養管理推進

アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及拡大を図るため、生産現場における取組状況に関する調査の結果を踏まえた「実施が推奨される項目」の達成目標年の設定等の検討や、科学的知見の収集及び広報コンテンツの充実等のアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の改善に向けた取組を支援。

これまでの主な取組み

- | | |
|---|-----------------|
| R3：アニマルウェルフェアに配慮したテーブルエッグの生産コストおよび小売価格の調査 | （公社）畜産技術協会 |
| R4：繋ぎ飼いシステムにおける1時間の開放が乳牛の福祉性および生産性に与える効果の研究 | （公社）畜産技術協会 |
| R5：養豚における飼養形態ごとの生産コストの調査 | （公社）畜産技術協会 |
| R5：ふ化場における初生雛の安楽死手法の実態調査および推奨手法の検討・マニュアル化 | （一社）種鶏孵卵協会 |
| R5：除角・去勢の実態調査および指針に沿った外科的措置の具体的手技の検討 | （一社）全国肉用牛振興基金協会 |
| R6：国内の繋ぎ飼い方式の実態調査および指針に沿った運動実施方法の検討 | （一社）全国肉用牛振興基金協会 |

農林水産技術会議事務局予算

※代表機関：（大）東京農工大学

みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業（委託プロジェクト）

研究課題：暑熱下における中小家畜の快適性向上技術の開発 **研究機関：**R7～11

研究内容：暑熱下でも快適性を維持できる採卵鶏および肥育豚の飼養管理技術を開発する。

これまでの主な取組み

- R4～6：鶏及び豚における快適性により配慮しつつ生産性や作業性を同時に改善できる低コストな飼養管理技術の開発。
（大）東京農工大学ほか



家畜のアニマルウェルフェア向上に資する調査・研究事業等

JRA畜産振興事業等

(公社) 畜産技術協会

R6～7：アニマルウェルフェアに配慮した乳用牛の飼養管理普及事業

アニマルウェルフェアに配慮した乳用牛の飼養管理に関する情報を収集し、アニマルウェルフェアの考え方や対応事例等の情報を提供。

R6～7：ふ化場におけるアニマルウェルフェア認証制度検討事業

ふ化場におけるAW認証制度や認証に必要な評価項目の検討・作成等に必要な情報を収集するための国内外調査を行い、AW評価項目を作成するとともに、認証制度の必要性や運用等を検討。

R7：畜産におけるアニマルウェルフェアの普及推進

アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理に関する情報を広く普及するための大規模シンポジウムの開催、生産現場向け及び消費者向け広報資料の作成。

(一社) 全国肉用牛振興基金協会

R7～9：黒毛和種仔牛への若齢除角の影響評価事業

若齢期の除角が黒毛和種仔牛のアニマルウェルフェアおよび生産性に与える影響を調査。

これまでの主な取り組み

R3～4：快適性に配慮した肉用牛/豚の飼養管理普及事業

(公社) 畜産技術協会

R4～6：黒毛和種における科学的知見収集事業

(公社) 畜産技術協会

R5～6：快適性に配慮したブロイラーの飼養管理普及事業

(公社) 畜産技術協会

R6：アニマルウェルフェアシンポジウムin東京開催

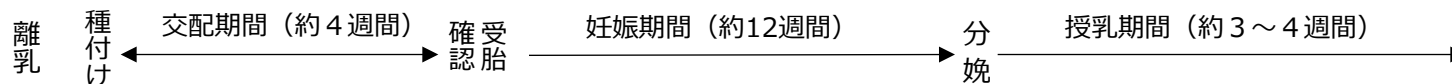
(公社) 畜産技術協会



家畜の飼養方式に関する海外の動向

日本とEUの飼養方法の違い（養豚における例）

【日本における一般的な繁殖雌豚の飼養方法】（アメリカやカナダにおいても、一般的な飼養方法。）

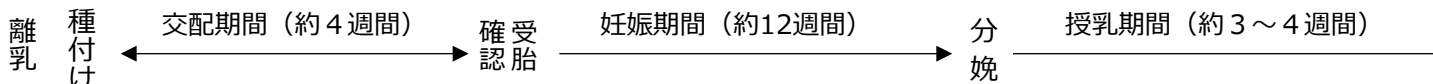


発情確認を含め、きめ細かな管理のため、ストール内で飼育。



子豚の圧死を防ぐため、母豚を授乳用のストール内で飼育。

【EUにおける繁殖用雌豚の飼養方法】（2013年1月以降、EU指令により加盟国に法制度を義務付け）



交配期間のみ、ストール内での飼育が可能。



群飼（複数の豚が豚房内を自由に行動）※



子豚の圧死を防ぐため、母豚の授乳用のストール内での飼育が可能。

※種付けの4週間後に受胎を確認した後から分娩予定日の1週間前までの期間は群で飼育。

・ストール内での飼育と比べ、行動の自由度が大きい。

・細やかな個体管理が難しくなる。

・群内の順位を決めるための闘争行動等により、怪我をするリスクがある。

採卵鶏の飼養形態及び主要国における規制の状況

【ケージ飼い方式】

【バタリーケージ】



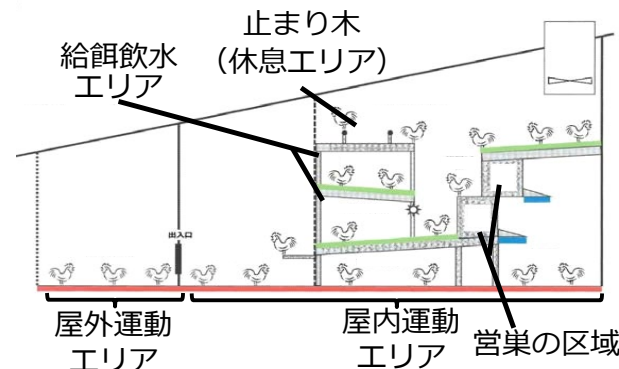
- ・健康状態や産卵状況の確認等の個体管理が行いやすい。
- ・闘争行動が軽減され、事故の発生等が生じにくい。
- ・鶏と排せつ物との接触が少なく衛生的。
- ・止まり木や営巣の区域などが設置されていないため、通常の行動様式を発現する自由は制限される。

【エンリッチドケージ】



- ・止まり木や営巣の区域などが設置され、通常の行動様式が発現されやすい。
- ・ケージ当たりの羽数が増えることで、つつき等の闘争行動が生じやすい。

【平飼い方式（多段式）】



- ・止まり木や営巣の区域などが設置され、通常の行動様式が発現されやすい。
- ・つつき等の闘争行動が生じやすい。
- ・破卵が生じやすく、鶏卵の品質管理に留意する必要がある。

	バタリーケージ	エンリッチドケージ	ケージ飼いの割合(%) ^{※4}	平飼い方式
WOAHコード (令和3年5月案)	○	○		○
米国	○ (一部の州は×) ^{※1}	○ (一部の州は×) ^{※2}	61.5	○
フランス	×	○	26.9	○
ドイツ	×	○ ^{※3}	4.6	○
日本	○	○	96.5	○
メキシコ	○	○	99.0	○

※1：カリフォルニア州、マサチューセッツ州、コロラド州、ミシガン州、オレゴン州、ワシントン州、ネバダ州、ロードアイランド州、ユタ州、アリゾナ州、オハイオ州。

※2：カリフォルニア州、マサチューセッツ州、コロラド州、ミシガン州、オレゴン州、ワシントン州、ネバダ州、ロードアイランド州、ユタ州、アリゾナ州。

(将来的な規制を含む。) ※3：2026年1月1日より禁止予定

※4：民間団体（WEO（旧IEC））による2023年の調査結果